

■地域安全指導員について（参考資料）

1 地域安全指導員について

「守山野洲交通安全・防犯自治会連絡協議会」が定めたもので、主な活動内容等は以下のとおりです。

(1) 主な活動内容

- ・市や県主催の研修会などへの参加（年1回程度）
- ・自治会内(地域)における防犯全般に係るリーダー的役割

(2) 具体的な任務

- ・住民、自治会等との連携及び他の連絡所責任者との会議等、連絡調整に努めること
- ・防犯自治会及び警察署からの地域安全情報や連絡事項等を自治会等の回覧網を活用して迅速、効果的に周知すること
- ・地域における自主的な防犯活動の推進に関すること（防犯パトロール等）
- ・犯罪情報等の通報、困りごとについての相談に関すること
- ・地域安全行事への参加と呼びかけに関すること
- ・地域安全に関する住民の要望や意見を取りまとめ自治会及び警察署に連絡すること

(3) 防犯パトロールについて

市内の自治会の例では、班単位で割り当てを決められるなどして、集落内の防犯パトロールを継続して実施されています。

なお、当該活動は【「わ」で輝く自治会応援報償事業】の活用が可能です。

2 依頼人数 1自治会に1名（原則）

- ※自治会長が地域安全連絡責任者と地域安全指導員を兼ねる場合、報告書に氏名等の記載は不要です。（自治会名のみ記載して提出ください。）
- ⇒地域安全連絡所責任者は、原則自治会長に委嘱します。

3 任 期 2年間